

総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成27年6月16日(火) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 二階大会議室

3. 農業委員 27名中25名出席し、その氏名は次のとおり

1番 國岡道夫	2番 太田修	3番 松本英樹
4番 尾上昭則	5番 小西勝正	6番 高原敏正
7番 大河原誠	8番 大森一廣	9番 片岡一矢
10番 木下泉	12番 太田一己	13番 川野実重
14番 河崎繁	15番 雪上勲	16番 古澤直通
17番 高原峯夫	18番 大森茂利	19番 藤澤美芳
20番 長船裕一	21番 永守修一	23番 上村善亮
24番 石黒五月	25番 大内美智子	26番 原野健一
27番 石原芳高		

欠席委員

11番 宇津木利正 22番 久山英之

4. 議事に参与した者

事務局長 日並 洋一郎

事務局 河原 克仁

事務局 心光 浩太

5. 議事内容

報告事項 農地法許可に係る専決処分について

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第5条許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用
権設定・利用権移転)

そ の 他

事務局 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻になりましたのでただ今から平成27年度瀬戸内市農業委員会、第3回の総会を始めさせていただきます。
まずはじめに木下会長よりごあいさつを申し上げます。

議長(会長) おはようございます。平成27年度第3回目の農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、大変お暑い中、また、いよいよ田植えの真っ最中というお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。本日は案件が若干少なめでございます。本日も十数件の議案が提案されております。適正な審査をよろしくお願いします。

事務局長 ただいま出席委員数は定数27名のうち25名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。なお、11番の宇津木議員、22番の久山議員から欠席の届出が出ていることを申し添えます。
以降の議事の進行につきましては木下会長よりお願いします。

議長 それでは本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに18番・大森委員さん、19番・藤澤委員さん、よろしく願致します。
それでは、続きまして議題の方に入らせて頂きます。
最初に、報告事項 農地法許可に係る専決処分について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは本日の議案の説明に入らせて頂きます。座って説明させていただきます。
1頁目の農地転用許可に係る専決処分についてです。平成27年度瀬戸内市農業委員会第2回総会で農地転用許可相当と議決されました■■■■外1件について、岡山県農業会議に諮問いたしましたところ、平成27年5月29日付けで許可が適当であるとの意見答申がありましたので、農業委員会会長専決規程第2条第1号の規定により、許可の決定及び指令書の交付を専決処分致しましたので、ご報告したものでございます。
以上で事務局より報告事項の説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。ただ今の報告事項につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
(意見なし)

議長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、以上報告承認とさせていただきます。
それでは、続きまして第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 引き続き資料2頁目から説明させていただきます。農地法第3条許可

申請についてでございます。

【1番案件】

譲受人「■■■■番地■■ ■■■■ ■歳 ■■」。譲渡人「■■■■番地 ■■■■ ■歳 ■■」。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は473㎡。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は428㎡。譲受人の農地までの距離は10,000m。耕作面積は5,854㎡。家族及び耕作者数は1名です。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転で10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人であります但し農業生産法人の要件を満たしているため問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないため適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「■■■■」さんが田として耕作しており、譲受人の「■■■■」さんは譲受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「■■■■番地■■ ■■■■ ■歳 ■■」。譲渡人「■■■■番地 ■■■■ ■歳 ■■」。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,294㎡。譲受人の農地までの距離は700m。耕作面積は13,002㎡。家族及び耕作者数は4名です。譲受人の取得理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり■■■となっております。

おります。第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人であります但し農業生産法人の要件を満たしているため問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないため適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「■■■■」さんが田として耕作しており、譲受人の「■■■■」さんは譲受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【3番案件】

譲受人「■■■■番地■■ ■■■■ ■歳 ■■」。譲渡人「■■■■番地 ■■■■ ■歳 ■■」。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は882㎡です。譲受人の農地までの距離は25,000m。耕作面積は14,219㎡。家族数及び耕作人数は2名です。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人であります但し農業生産法人の要件を満たしているため問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないため適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「■■■■」さんが田として耕作しており、譲受人の「■■■■」さんは譲受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。まず1番案件の担当委員さん■番・■■委員さん、お願いします。

■ 番 委 員 ■番、■■でございます。譲渡人の■■■■さんはずっと■■をしておられる方で、譲受人の■■さんは申請地の周辺も耕作しております。相手方の要望により今回申請するものですので、よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。
それでは続きまして、2番案件の担当委員さん、■番・■■委員さんお願いします。

■ 番 委 員 ■番、■■です。この件ですが、譲渡人の■■さんは既に市外に出ておられるため、耕作の都合上申請地を■■さんに■■するものです。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。
それでは最後の3番案件の担当委員さん、■番・■■委員さんお願いします。

■ 番 委 員 3番案件についてご説明いたします。■■■■さんは■■のほうにおられて帰ってこられないということで、■■さんは■■の人ですけど同じ■■の地区におられた方です。この度不動産屋の仲介などもあり話がまとまりました。どうぞよろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは担当委員さんのご意見終わりました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。
ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
それでは、続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第4条許可申請についてご説明いたします。2ページ目をご覧ください。

【1番案件】

1番案件に参ります。申請人「■■■■番地 ■■ ■■」。土地の所在地は「■■■■」。地目は「畑」。面積は50㎡です。転用目的は「自己住宅」、施設の概要は「住居 1棟 122.01㎡」です。建ぺい率は「34.41%」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は■■となっております。資金は、自己資金が■■、借入金が■■。隣地の被害はありません。なお転用申請するもので農用地区域外農地です。場所につきましては、資料6ページをご覧ください。

■■■■から■へ150mに位置しております。

【2番案件】

2番案件に参ります。申請人「■■■■番地 ■■ ■■」。土地の所在地は「■■■■」。地目は「畑」。面積は90㎡です。転用目的は「自己住宅」、施設の概要は「住居 1棟 68.86㎡」です。建ぺい率は「28.69%」。農地区分は第1種農地で10aあたりの収量は■■となっております。資金は、自己資金が■■。隣地の被害はありません。なお転用申請するもので農用地区域外農地です。場所につきましては、資料7ページをご覧ください。■■■■から■へ50mに位置しております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。それでは続きまして、担当委員さんのご意見をお願いしたいと思います。まず1番案件の担当委員さん、■番・■■委員さんお願いします。

■番委員 ■番、■■です。申請の■■さんが自宅の建て替えを計画しております。面積を拡大しようということで、申請が出ております。よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。それでは続きまして、2番案件の担当委員さん、■番・■■委員さんお願いします。

■番委員 ■番、■■です。本件につきましては次の第3号議案との抱き合わせの話ですので内容をご説明します。申請人、■■さんのお孫さんの自宅建設のため、■■さんの自宅のすぐ隣の90㎡の畑と、別途■■さんから150㎡の畑、要するに計240㎡の宅地として転用するものであります。これについては特に問題ないと思われますのでよろしくご審議の

在り地は「■■■■」。地目は「田」。面積は417㎡。貸人「■■■■番地 ■■ ■■■■」。土地の所在地は「■■■■」。地目は「田」。面積は80㎡。転用目的は「自己住宅」です。施設の概要は「住居 1棟 111.87㎡」です。建坪率は、22.50%です。農地区分は第1種農地で、10aあたりの収量は■■となっております。資金は、自己資金■■。隣地の被害は無。なお、■■するもので、10aあたり■■となっております。転用農地は農用地区域外農地です。場所につきましては資料10ページをご覧ください。■■■■から■の方向に約550mのところに位置しております。

【4番案件】

続きまして4番案件に参ります。借人「■■■■番地 ■■ ■■■■ ■・■■■■」。貸人「■■■■番地 ■■ ■■■■」。土地の所在地は「■■■■」。地目は「田」。面積は311㎡。貸人「■■■■番地 ■■ ■■■■」。土地の所在地は「■■■■」。地目は「田」。面積は61㎡。転用目的は「自己住宅」です。施設の概要は「住居 1棟 82.80㎡」です。建坪率は、22.25%です。農地区分は第1種農地で、10aあたりの収量は■■となっております。資金は、借入金■■。隣地の被害は無。なお、■■するもので、10aあたり■■となっております。転用農地は農用地区域外農地です。場所につきましては資料11 ページをご覧ください。■■■■から■の方向に約550mのところに位置しております。

【5番案件】

続きまして5番案件に参ります。譲受人「■■■■番地■■ ■■■■■■」。譲渡人「■■■■番地■■ ■■ ■■■■■■」。土地の所在地は「■■■■」。地目は「畑」。面積は150㎡。転用目的は「自己住宅」です。施設の概要は「住居 1棟 68.86㎡」です。建坪率は、28.69%です。農地区分は第1種農地で、10aあたりの収量は■■となっております。資金は、借入金■■。隣地の被害は無。なお、所有権移転するもので、10aあたり■■となっております。転用農地は農用地区域外農地です。場所につきましては資料12ページをご覧ください。■■■■から■へ50mに位置しております。

【6番案件】

続きまして6番案件に参ります。譲受人「■■■■番地■■ ■■■■■■」。譲渡人「■■■■番地■■ ■■ ■■■■■■」。土地の所在地は「■■■■」。地目は「田」。面積は490㎡。転用目的は「自己住宅」です。施設の概要は「住居 1棟 142.51㎡」です。建坪率は、29.08%です。農地区分は第1種農地で、10aあたりの収量は■■となっております。資金は、自己資金■■、借入金■■。隣地の

被害は無。なお、所有権移転するもので、10aあたり■■■となっております。転用農地は農用地区域外農地です。場所につきましては資料13ページをご覧ください。■■■■から■へ約500mに位置しております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、それでは続きまして、担当委員さんのご意見をお願いしたいと思えます。まず1番案件の担当委員さん、■番・■■委員さん、お願いいたします。

■ 番 委 員 ■番、■■です。1番案件ですが、神仏信仰神社さんが地目を変更し墓地を作りたいということなのですが、今年の■月の末頃に神社の代表者の方と造成業者により地区の説明が行われました。地図を見ていただきたいのですが■側に大きな池があり、■側には■に伸びる幅員6mほどの道路があります。申請地は畑となっておりますがもう何十年も耕作しておらず、現況は山林に近い状態です。また、道路の■一体は墓地が広がっているという状態です。申請地の隣地では農業をされておられますが、隣地の承諾もいただいております。問題はないと思えます。よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、2番から4番の案件については■番委員の■■さん、お願いいたします。

■ 番 委 員 ■番、■■です。2番案件ですが、この土地の所在地は、■も■も住宅がありまして、ずっと前から休耕田になっておりました。そこに共同住宅を建てるというもので町内の役員さんも全員了解しております。よろしく申し上げます。3、4番案件は、貸人はどちらも同じ人でして、借人の■■さん、■■さんは親子ということで、申請地に新しく家を建てるものでございます。これも特に問題はございません。4番案件ですが、■■■■さんは■■■■さんの娘さんでございまして、土地を分筆して■■■■さんに譲るということで聞いております。よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは続きまして、5番案件の担当委員さん、■番、■■委員さん、お願いいたします。

■ 番 委 員 ■番、■■です。先ほど2号議案でも申し上げました内容の案件です。申請人の■■さんが、近所の■■■■さんから購入した畑の一部を、住宅の新築のため転用するものです。よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは続きまして、6番案件の担当委員さん、■番・■■委員さん、お願いいたします。

■ 番 委 員 ■番、■■です。6番案件について説明いたします。申請人の住宅が手狭となったため、この地に新しい平屋を建てたいということで申請が出ております。排水等の問題もありません。よろしくご審議のほ

- どお願ひします。
- 議 長 ありがとうございます。ただいまの第3号議案につきまして皆さんのご意見をお願いしたいと思います。何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
- はい、■番・■■委員さんお願いします。
- 番 委 員 2番案件ですが坪当たりの金額が安いと思うんですが、金額に間違いはないですか。
- 議 長 事務局の方からお願いします。
- 事 務 局 農地法第5条の規定による許可申請書を5月20日に提出を受けておりました、転用地の価格が10aあたり■■ということになっております。進入路がないためそのような価格となっているものと思われまゝ。
- 番 委 員 わかりました。
- 議 長 ほかに何かご意見はございますか。
- (意見なし)
- 議 長 はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。
- 第3号議案、農地法第5条許可申請について、1番から6番の許可に賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- はい、全員賛成ということで、許可を決定いたします。続きまして第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定、利用権移転)ということで、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。資料4,5ページをご覧ください。
- 【第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を議案書をもとに朗読】
- 議 長 はい、ただ今の3号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、第3号議案につきましては、以上、報告承認とさせていただきます。
- それでは最後のその他の項目に入らせて頂きます。事務局の方お願いします。
- 事 務 局 次回の農業委員会の総会のご案内をさせていただきます。次回は、7月16日木曜日の午前9時30分から、瀬戸内市役2階の大会議室にて開催の予定といたしております。また、今後の予定を申し上げますと、8月7日金曜日に開催予定です。事務局からは以上です。
- 議 長 それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成27年度

第3回総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前10時07分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成27年6月16日

議 長

署名委員

署名委員